

# 相続税申告書 必要資料等

2023年11月14日

ご依頼主様名	確認日時

※内容：依頼済み「✓」、該当なしの場合「✗」、ヒアリング事項がある場合はその旨を記載

項目	内容
<b>被相続人及び相続人に関する資料</b>	
<b>被相続人に関する事項</b>	
◆戸籍関係書類（相続発生日から10日間経過後取得のもの） 各3部ずつ（お客様用、税理士用、司法書士用） ①原戸籍（出生から死去までの分） ②除籍謄本 ③住民票の除票 死亡届のコピー	
◆確定申告をしている場合 ・準確定申告書 ・過去の確定申告書 直近3年分	
◆相続発生日から10年以内に被相続人が相続税を支払っている場合 ・相続税を支払った相続税申告書（支払った相続税の一部を控除）	
<b>相続人に関する事項</b>	
◆戸籍関係書類（相続発生日から10日間経過後取得のもの） 各3部ずつ（お客様用、税理士用、司法書士用） ①戸籍謄本 ②印鑑証明書 ③住民票	
◆マイナンバーに関する書類 マイナンバーカードや通知書のコピーなどマイナンバーが分かる書類	
◆申告書記載情報（メモなどでご準備ください） ・電話番号 ・職業	
◆電子申告に関する確認 申告は電子申告にて行います。過去に電子申告をされていた場合、利用者識別番号、暗証番号をご提供願います ※新規の場合は弊社にて取得します	
◆法定相続情報一覧図の作成に関する書類 申請者1名の身分証明書（表・裏）のコピー※ ※運転免許証・マイナンバーカードなど。尚、（表・裏）は共に1枚のコピー用紙に印刷 また、当該コピーの下部に以下3点のご記載・ご捺印を願います。 「原本と相違ないことを証する。 ○○ ○○（申請者氏名のご署名） ㊟（実印）」	
<b>生前贈与に関する事項</b>	
◆暦年贈与、相続時精算課税贈与がある場合 ・贈与税申告書：直近3年間（令和9年より1年ずつ増加し最大過去7年）に生前贈与を受けている場合のみ ・相続時精算課税申告書：過去に適用を受けている場合 ※共に税務署で閲覧請求が可能（持参：写真付き本人確認書類。閲覧書類は撮影のみ可能。コピー不可）	

◆教育資金贈与がある場合(③を除き死亡日時点において受贈者が23歳未満、在学中等の場合を除く) で以下にあてはまる場合は、当該残額が分かる金融機関等の資料 ①2019年(H31年)4月1日以後から②期間開始までの教育資金贈与 死亡日以前、3年以内の教育資金贈与金額(新規、追加とも。相続人でない者に対するものも含む) ②2021年(R3年)4月1日以後から③期間開始までの教育資金贈与 教育資金贈与金額の未使用残額 ③2023年(R5年)4月1日以後 教育資金贈与金額の未使用残額(課税価格が5億円超の場合、死亡日時点において受贈者が23歳未満、在学中等の場合も対象)	
◆結婚子育て資金贈与がある場合 未使用残額が相続税の対象となるため、当該残額が分かる金融機関等の資料	

### 金融資産等に関する資料

<b>現金</b>	
相続発生日の残高のメモ書き(概算額可)	
<b>預貯金</b>	
◆相続発生日の残高証明書 定期預金・定額貯金などに関しては利息も相続財産となるため、窓口で残高証明の依頼時に相続発生日の解約利息を別表記頂くことを依頼	
◆被相続人の預金通帳(相続発生日以前過去7年分) 確認の結果、出金先不明の高額出金が見受けられる場合、相続人様やお孫様の通帳もご依頼させて頂く場合がございます。 また、出金先不明の高額出金にお心当たりがある場合は事前にお申し出願います。 被相続人の名義預金がある場合は当該通帳(お子様、お孫様など)	
<b>有価証券</b>	
相続発生日の残高証明書	
株式取引履歴(相続発生日以前5年間分)	
配当金支払通知書(直近分)	
ゴルフ会員権の証書	
<b>生命保険</b>	
◆被保険者が被相続人のもの 保険証書のコピー(保険金請求前に、保険証券のコピーをお願い致します)	
◆被保険者が被相続様人以外で、その保険料を被相続人様が負担していたもの 当該保険の保険証書及び解約返戻金証明書(相続発生日時点)	
<b>同族法人株式をご所有の場合(以下資料を確認後、新たに資料のお願いをさせて頂く場合がございます)</b>	
◆申告書に関する以下資料直近3期分(相続発生日の直前決算から過去3期分) ・法人税申告書 ・決算書 ・内訳書 ・減価償却台帳 ・元帳	
◆法人所有不動産や車両がある場合 「不動産に関する資料」・「その他の財産に関する資料のうち、車両」記載の資料	
◆法人契約保険がある場合 当該保険の保険証書及び解約返戻金証明書(相続発生日時点)	
◆被相続人へ死亡退職金の支給がある場合 退職金の支払通知書	

### 不動産に関する資料

固定資産税課税明細書(相続発生日年度分)	
土地測量図(お手持ちのものがあれば)	

賃貸借契約書(貸家・貸地を所有している場合のみ)	
◆損害保険(火災・地震)に係る解約返戻金証明書 未経過保険料が相続財産。保険会社へ請求。基準日は相続発生日時点	
◆既に売却した不動産がある場合は売買契約書 売買契約書に被相続人名義以外の不動産も含まれている場合、被相続人名義以外の不動産の固定資産税課税明細書(固定資産税評価額で売買金額を按分するため)	

### その他の財産に関する資料

<b>車両</b>	
車検証のコピー	
走行距離 →車検証のコピーの表又は裏へメモ下さい	
◆車両保険に係る解約返戻金証明書 未経過保険料が相続財産。保険会社へ請求。基準日は相続発生日時点	
<b>相続発生日時点において介護施設等へ入所されていた場合は以下の事項</b>	
入所時の契約書	
施設からの退去精算金明細書	
<b>介護保険料、後期高齢者医療保険、高額療養費等の精算金明細</b>	
相続発生後に受領した精算金、還付金等の明細書や還付金等が入金されている通帳のコピー(相続人様分など)	
<b>暗号資産、電子マネー等のデジタル資産</b>	
デジタル資産の管理会社、仲介業者等にご確認頂き、相続開始日時点の金額をお知らせ願います	
<b>家庭用財産</b>	
概算額をお教え願います(10万・30万・50万 など)	
<b>その他財産価値のあるもの</b>	
金や宝石、書画骨董など上記以外の財産で価値のあるものがございましたらお知らせください	

### 債務、葬式費用に関する資料

<b>固定資産税</b>	
相続発生年分の固定資産税で、相続発生後に支払ったものがある場合はその納付書(被相続人様名義がある不動産に限る)	
<b>葬式費用</b>	
葬式費用の領収書	
戒名料、導師お布施(布施、車代など)の支払い金額及びお寺名、住所のメモ	
火葬費の領収書	
<b>未払金</b>	
銀行借入金の残高証明書	
・介護保険料、後期高齢者医療保険などの社会保険料 ・所得税、住民税、事業税などの公租公課 ・医療費 など 相続発生後に支払ったものがある場合は、その領収書など、相続発生後に支払った事が分かる明細	
・水道光熱費、電話代など 被相続人様名義で契約しており、相続発生後に支払ったものがある場合は、その領収書など、相続発生後に支払った事が分かる明細	

### その他の事項

ふるさと納税等(国、地方公共団体又は公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附した場合)
--

◆寄附等の明細書や一定の証明書類

相続等によって取得した財産(相続や遺贈で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金を含む)のうち、国、地方公共団体等へ寄付したもの(金銭等に限り、換価したものを除く)がある場合、当該寄附金額は相続税の対象としない特例があります。

※適用は財産権利確定後(遺産分割協議後など)から相続税申告書の提出期限までに寄附の支出を行うことが必要